

# 労働安全衛生ということ (実践編-8)

## 安全教育

教育は安全衛生を達成するための重要なアイテムです。労働安全衛生法は、1. 労働者を雇い入れたとき、2. 作業内容を変更したとき、3. 危険有害業務に就かせるとき、4. 職長（現場監督）になったとき、5. 危険有害業務就業中、に安全衛生教育の実施を求めています。

そう書くとモノモノしいですが、特別なことは要求されません。学生に対して、1. 入学時のガイダンスやガイダンス科目、2. 実験の安全や実験内容のガイダンス、3. 研究室配属時の研究室ルールや研究内容のガイダンス、4. 進級時・TA就任時の下級生指導の指示、5. 研究上の実験指示と注意喚起、です。唯一、今までと異なるのは、教育実施の証拠として安全教育実施報告書を作成し、これに受講者は自署（できれば押印）することだけです。書式例を次頁にあげます。

実験前の教育内容としてより具体的には、

1. 装置（コピー機やパンチ等も含む）や薬品の危険性、有害性、取り扱い方法
2. 安全対策（ドラフト、保護眼鏡、手袋、指ぬき、袖カバー...）の利用方法
3. 実験準備や実験作業の具体的な手順（コンピュータ起動等も含む）
4. 起こりえる事故やトラブルとその対策、応急処置と避難について
5. 作業場の整理・整頓・清掃・清潔・躰け（5S）について

に関する講義を行なって下さい。

労働者への安全教育は罰則規定のある法的義務です。学生に対しても、実験をさせる前に必ず安全教育を行なって下さい。安全教育を受けてない学生に実験をさせてはいけません。

これらの安全教育は、実験系だけに適応されるものではありません。例えばコンピューター作業における「目の疲れ」とその対策は上記の4番に対応しますし、図書館の移動書架を使う場合は1～5番まで全ての教育が必要です。学内の全ての作業について安全教育が求められています。



湯沸かし器を使う際には、必ず換気扇を回して下さい。換気扇のスイッチは入り口脇の一番下です。火を付けた後は、その場を離れないで下さい。...当り前のことですよネ。

では、湯沸かし器の使い方につづきまして、上司の使い方を説明します。

彼は温厚な上司ですが、怒りだすとボールペンやチェンソーを振り回すので要注意です。彼女は定期的に甘いものを差し入れると能率が向上します。彼は....

作業主任者を付けなければならないような作業の場合は、少し様子が異なります。この場合は、法に従った教育を行う必要があります。詳細は作業主任者に従って下さい。